

訪問看護サービス重要事項説明書

(医療保険)

有限会社 オフィス中條

なかじょう訪問看護ステーション新発田

重要事項説明書 (訪問看護)

1. 事業所の概要

事業所名	なかじょう訪問看護ステーション新発田
所在地	〒957-0016 新発田市豊町4-1-15
事業所指定番号	新潟県 1560690065号 厚生局 0690065号
所長・連絡先	管理者 八幡 晶子 0254-28-7899
サービス提供地域	新発田市、新潟市北区、聖籠町、胎内市、阿賀野市

2. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
所長	管理者は業務の管理を一元的に行います。	1名(常勤)
訪問看護師	かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、利用者様の状態に合せ、必要に応じたサービスを提供します。	2名(常勤) 2名(非常勤)
理学療法士	状態の安定している方へのリハビリテーションをします。	名(常勤) 名(非常勤)
作業療法士		名(常勤) 名(非常勤)
言語聴覚士	言語障害・嚥下困難等でお困りの方へリハビリをします。	名(常勤) 名(非常勤)
事務担当職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	名(常勤) 名(非常勤)

3. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から金曜日まで (注) お盆(8/15) 年末年始(12/31~1/2)、 土日祭日はお休みとさせて頂きます	午前8:30~ 午後17:30まで

※ご利用者様の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外での訪問看護活動を行っています。

※24時間対応体制加算 利用する 利用しない (いずれかに○を付けて下さい)

※自治体へ情報提供を 了承する 了承しない (いずれかに○を付けて下さい)

4. サービス内容

- ① 健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察）
- ② 日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
- ③ 在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防・手足の運動など）
- ④ 療養生活や介護方法の指導
- ⑤ 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- ⑥ カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- ⑦ 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑧ 終末期の看護
- ⑨ エンゼルケア（死後の処置）

5. サービス利用料及び利用者負担 ➡ 別紙参照

6. 当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

- ① 指定訪問看護の実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものである。
- ② 指定訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置付けるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施する。
- ③ 訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

7. 秘密保持

事業所及び訪問看護師は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとします。

8. 相談窓口、苦情対応

- 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

電話番号	0254-28-7899
FAX 番号	0254-26-3833
担当者	管理者 八幡 晶子
その他	相談・苦情については、所長及び担当訪問看護師が対応します。 不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者、管理者に引き継ぎます。

- 当事業所以外に市役所の苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

9. 運営法人の概要

事業者	有限会社 オフィス中條
代表者	取締役 中條 貴之
所在地・連絡先	〒950-0843 新潟市東区粟山2丁目1番22号
事業所	なかじょう訪問看護ステーション新発田
管理者	管理者 八幡 晶子
所在地・連絡先	〒957-0016 新発田市豊町4丁目1番15号

【説明確認欄】 重要事項について文書を交付し、説明しました。

事業者 所在地 〒950-0843 新潟市東区粟山2丁目1番22号
名 称 有限会社 オフィス中條
代表者 取締役 中條 貴之

事業所 所在地 〒957-0016 新発田市豊町4丁目1番15号
名 称 なかじょう訪問看護ステーション新発田
管理者 八幡 晶子

令和 年 月 日

説明者 _____

【利用者確認欄】 私は重要事項について説明を受け、同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者 _____

訪問看護サービス説明書

1. サービスの内容

- 1) 「訪問看護」は、利用者の居宅において看護師その他省令で定めるものが利用上の世話、又は必要な診療の補助を行うサービスです。

2. サービス提供の記録等

- 1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録書」等の書面に記載します。
- 2) 事業者は、一定期間ごとに「訪問看護契約書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
- 3) 事業者は、前記「訪問看護記録書」その他の記録を作成完成後5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

3. サービス提供責任者等

サービス提供の責任者は、次のとおりです。

サービスについてご相談やご不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

氏名： 八幡 晶子 連絡先： 0254-28-7899

4. 利用者負担金

- 1) 利用者からいただく利用者負担金は、別表の通りです。
- 2) この金額は、医療保険の法定利用料に基づく金額で下記の通りです。
- 3) 利用者負担金は、サービスを受けた翌月に請求書を発行し、原則現金でお支払い頂きます。
但し、ご希望により、毎月5日にご指定の金融機関の口座からの引き落としも可能です。

●利用料負担金（医療保険法定利用料）

後期高齢者の方 対象の方	・(基本療養費+管理療養費+加算分) × 負担割合となります。		
	区分 (年収)	自己負担額の上限	
		外来のみ (個人)	それ以外 (世帯ごと)
住民税非課税世帯Ⅰ	8,000円	15,000円	
住民税非課税世帯Ⅱ	8,000円	24,600円	
一般	18,000円 (年間上限 14万4,000円)	57,600円	
年収約370万～約770万円 (標報28～50万/課税所得145万以上)	80,100円 + 1% <44,400円>		
年収約770万～約1160万円 (標報53～79万/課税所得380万円以上)	167,400円 + 1% <93,000円>		
年収約1160万円～ (標報83万円以上/課税所得690万以上)	252,600円 + 1% <140,100円>		
※一定以上の方は、後期高齢者保険の窓口に届け出て認められれば 一割負担となる場合があります。			

前期高齢者の方	<ul style="list-style-type: none"> ・(基本療養費+管理療養費+加算分) × 負担割合となります。 ・平成 26 年 4 月 1 日より、昭和 19 (1944) 年 4 月 2 日以降の誕生日の方は、70 歳の誕生日以降、自己負担割合が 2 割となりました。 ・70 歳の誕生月の翌月（ただし、各月 1 日が誕生日の人はその月）の診療から、医療費の自己負担割合が 2 割になります。 ・平成 26 年 3 月までに 70 歳以上になっている方 (昭和 14 年 4 月 2 日～昭和 19 年 4 月 1 日生) は 1 割負担のままとなります。
一般の健康保険等	<ul style="list-style-type: none"> ・(基本療養費+管理療養費+加算分) × 負担割合となります。 ・重度心身障害者医療、自立支援医療の受給者証をお持ちの方は各市町村により自己負担額が変わります。 ◆ 1 ヶ月に支払った利用者負担金が、負担限度額を超えた場合は、超えた金額を市区町村へ申請されると、超えた金額が高額療養費として支給されます。 ※いずれも医療費控除の対象となります。

● その他費用（保険外サービス）

エンゼルケア (死後の処置)	ご希望により、死後の処置を行った場合	10,000円
-------------------	--------------------	---------

5. キャンセル

- 1) 利用者がサービスの利用を中止する際にはすみやかに次の連絡先までご連絡ください。
 - 2) 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。連絡がなく訪問看護師がお家に伺った場合は、キャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。
- キャンセル料金 2,000 円

6. ハラスメントの防止対策

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- ① 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当事業所職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- ② ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、委員会の開催及び再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- ③ 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的な委員会の開催、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ④ ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に

対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

7. その他

- 1) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
 - ①看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
 - ②看護師等は、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされていますので、ご了承ください。
 - ③看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
 - ④訪問中に著しい不信行為があった場合は、訪問看護が継続できなくなることがあります。また、訪問看護中のご家族等の喫煙やペット等による訪問看護職員への身体的・心理的な影響が考えられる場合、対応を提案させていただくことがあります。
 - ⑤災害時等の緊急事態発生の場合、訪問看護サービス提供中の訪問看護職員は直ちにサービスを中止し、利用者に対応可能な安全確保の後、事業所に戻り事業者の指示を仰ぐこととします。

サービス契約に当たり上記のとおり説明します。

令和　年　月　日

事業者　所在地　〒950-0843 新潟市東区粟山2丁目1番22号
名　称　有限会社オフィス中條
代表者　取締役　中條貴之

事業所　所在地　〒957-0016 新発田市豊町4丁目1番15号
名　称　なかじょう訪問看護ステーション新発田
管理者　八幡　晶子

医療保険での訪問看護サービスに係る加算

□ 特別管理加算

特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算されます。

特別管理加算（Ⅰ）（重症度が高い）	特別管理加算（Ⅱ）
在宅悪性腫瘍患者指導管理	在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅酸素療法指導管理
在宅気管切開患者指導管理	在宅血液透析指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理
気管カニューレを使用している状態	在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿管理
留置カテーテルを使用している状態	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理
	在宅肺高血圧症患者指導管理
	人工肛門、人工膀胱を設置している状態
	真皮を超える縁瘡の状態
	点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態

□ 24時間対応体制加算

利用者又はその家族に対して24時間連絡ができる体制にあり、必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制にある場合1月に1回加算されます。

緊急訪問を行うとさらに緊急訪問看護加算が加算されます。

□ 退院時共同指導加算

病院、診療所を退院又は介護老人保健施設を退所前に、在宅生活について、カンファレンスを行った場合、退院、退所後の初回訪問看護の際に1回（特別な場合は2回）加算されます。

□ 特別管理指導加算

退院後、特別な管理が必要な方（上記「特別管理加算」参照）に対して、退院時共同指導を行った場合に、退院時共同指導加算に追加して加算されます。

□ 退院支援指導加算

診療により、退院日当日の訪問看護が必要であると認められ訪問し療養上の指導を行った場合に加算されます。

□ ターミナルケア療養費

在宅で死亡した利用者（介護予防は対象外）について、死亡日及び死亡日前14日以内に2日（回）以上、看取りの看護を行った場合に加算されます。（ターミナルケア後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）

□ 長時間訪問看護加算

特別管理加算の対象となる利用者に対して、1時間30分の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合で、通算した時間が1時間30分以上となるとき、1回の訪問看護につき加算されます。

乳幼児加算

6歳未満の乳幼児について、訪問看護師等は看護を行った場合に加算されます。

複数名訪問加算

下記のいずれかの条件を満たし、1つの事業所から同時に複数の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行ったときに加算されます。

- ① 利用者の身体的理由により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ② 暴力行為、迷惑行為等が認められる場合
- ③ その他利用者の状況等から判断して、上記①②に準ずると認められる場合

訪問看護情報提供療養費

利用者様の居住する市区町村に訪問看護の状況を示す文書を添えて、保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に加算されます。主に、健康教育、機能訓練、訪問指導等の保健サービスまたはホームヘルプサービス（入浴、洗濯等のサービスを含む）等の福祉サービスを有効に提供することを目的とし、市区町村が情報提供を求めているものです。

緊急訪問看護加算

利用者または家族の求めに応じて、診療所または在宅療養支援病院の主治医の指示により緊急訪問を行った時に1日に1回加算されます。

令和 年 月 日

(事業者) 有限会社オフィス中條

(事業所) なかじょう訪問看護ステーション新発田

(管理者) 八幡 晶子

私(利用者及びその家族)は、訪問看護サービスの料金表と加算の同意書を受領し、説明を受け、必要に応じ加算する事に同意します。

利用者

住所 _____

氏名 _____

代理人及び立会人

住所 _____

氏名 _____